

# 相談窓口

## 1.いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

	名 称	電 話 ファックス	住 所	担当地区(主な町名) (※民生委員・児童委員担当地区 に同じ)
1	片瀬 いきいき サポートセンター	電話 29-5066 FAX 29-9380	片瀬 4-9-22 片瀬しおさい荘 内	片瀬、片瀬山、片瀬目白山、 片瀬海岸、江の島、 鵜沼藤が谷の一部
2	鵜沼南 いきいき サポートセンター	電話 33-1166 FAX 33-1222	鵜沼海岸 2-10-34 鵜沼市民センタ ー内	鵜沼松が岡、鵜沼海岸・ 鵜沼藤が谷・鵜沼桜が岡・ 本鵜沼の各一部
3	鵜沼東 いきいき サポートセンター	電話 55-1511 FAX 55-1515	鵜沼桜が岡 4-14-13 タックハウス鵜 沼 1 階	鵜沼花沢町、鵜沼橘、 鵜沼石上、鵜沼東、南藤沢、 本鵜沼・鵜沼桜が岡・ 鵜沼藤が谷・鵜沼神明・川名 の各一部
4	辻堂東 いきいき サポートセンター	電話 36-3333 FAX 36-3323	辻堂元町 5-5-8	辻堂太平台、辻堂東海岸、 辻堂元町、辻堂・辻堂新町・ 鵜沼海岸の各一部
5	辻堂西 いきいき サポートセンター	電話 54-9511 FAX 54-9513	辻堂西海岸 2-1-17 辻堂市民センタ ー内	辻堂西海岸・辻堂の一部
6	村岡 いきいき サポートセンター	電話 24-4100 FAX 24-4172	村岡東 1-1-1	柄沢、渡内、弥勒寺、 村岡東、宮前、小塚、 並木台、高谷、大鋸・ 川名・藤が岡の各一部
7	藤沢東部 いきいき サポートセンター	電話 55-5570 FAX 55-5571	大鋸 3-1-30	朝日町、西富、藤沢・ 大鋸・本町・藤が岡の各一部
8	藤沢西部 いきいき サポートセンター	電話 22-7633 FAX 22-7876	本町 1-12-17 F プレイス内 1 階	花の木、藤沢・本町・ 白旗・本藤沢・みその台・ 鵜沼・鵜沼神明・羽鳥・ 城南・稲荷の各一部
9	明治 いきいき サポートセンター	電話 35-2811 FAX 35-2875	辻堂神台 2-2-1 アイクロス湘南 2 階	辻堂神台、城南・羽鳥・ 辻堂新町・大庭・ 稲荷の各一部
10	善行 いきいき サポートセンター	電話 90-0065 FAX 84-0850	善行 1-2-3 善行市民センタ ー内	善行、善行団地(付近の藤沢番 地を含む)、善行坂、立石、 本藤沢・みその台・白旗・ 石川・稲荷・大庭・亀井野・ 西俣野の各一部

	名 称	電 話 ファックス	住 所	担当地区(主な町名) (※民生委員・児童委員担当地区に同じ)
11	善行団地 いきいき サポートセンター	電話 47-7345 FAX 47-7360	善行団地 3-15-2	善行いきいきサポートセンターの地区と同じ ※善行いきいきサポートセンター、善行団地いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。
12	湘南大庭 いきいき サポートセンター	電話 87-3588 FAX 88-7357	大庭 5527-1 保健医療センター 2階 こまよせ荘内	大庭・石川・遠藤の各一部
13	小糸 いきいき サポートセンター	電話 90-4507 FAX 90-4510	大庭 5254-6 湘南スカイビラ 1C	湘南大庭いきいきサポートセンターの地区と同じ ※湘南大庭いきいきサポートセンター、小糸いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。
14	六会 いきいき サポートセンター	電話 80-5877 FAX 84-9000	亀井野 4-8-1 六会市民センター内	桐原町、天神町、亀井野・石川・今田・円行・西俣野・湘南台の各一部
15	石川 いきいき サポートセンター	電話 52-7417 FAX 52-6980	石川 3-30-12	六会いきいきサポートセンターの地区と同じ ※六会いきいきサポートセンター、石川いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。
16	湘南台 いきいき サポートセンター	電話 45-2300 FAX 45-3313	湘南台 1-8 湘南台文化センター2階	湘南台・円行・高倉・下土棚・今田・亀井野の各一部
17	遠藤 いきいき サポートセンター	電話 54-8312 FAX 87-3099	遠藤 2984-3 遠藤市民センター内	遠藤・石川の各一部
18	長後 いきいき サポートセンター	電話 45-1121 FAX 45-1135	長後 513 長後市民センター内	長後、土棚、下土棚・高倉の各一部
19	御所見 いきいき サポートセンター	電話 49-2020 FAX 49-2030	打戻 1760-1 御所見市民センター内	用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原、遠藤の一部

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 2.地区福祉窓口

	地区福祉窓口	住所	電話	FAX
1	六会市民センター	亀井野 4-8-1	81-6677	83-2298
2	六会市民センター石川分館	石川 1-1-22	88-5600	88-5700
3	片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	27-2711	25-8907
4	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23	34-3444	33-5727
5	御所見市民センター	打戻 1760-1	48-1002	48-5807
6	遠藤市民センター	遠藤 2984-3	87-3009	87-3008
7	長後市民センター	長後 513	44-1622	46-7034
8	辻堂市民センター	辻堂西海岸 2-1-17	34-8661	34-4187
9	善行市民センター	善行 1-2-3	81-4431	81-4441
10	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1	87-1111	87-1110
11	湘南台市民センター	湘南台 1-8	45-1600	45-1604
12	鵜沼市民センター	鵜沼海岸 2-10-34	33-2001	33-2203
13	村岡市民センター	弥勒寺 1-7-7	23-0634	23-0641

※2025年4月1日現在の情報です。※藤沢市民センターに地区福祉窓口はございません。

## 3.ふじさわ安心ダイヤル 24

24時間毎日無料で、医師や看護師などの専門スタッフによる電話等の相談がご利用いただけます。(発信者番号は、通知設定でおかけください。)

### ●介護相談

介護を受ける方、される方のさまざまな不安に対し、相談に応じます。

### ●健康相談

日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談に応じます。

### ●医療相談

病気に関する説明や治療・検査などについて、アドバイスします。

### ●メンタルヘルスの相談

ストレスや不安などの対処法等について、アドバイスします。

### ●医療機関情報

お住まいの近くの医療機関や専門外来などをご案内します。

☎0120-26-0070 ※発信者番号は、通知設定でおかけください。

FAX 050-3816-3809 ※FAX番号、ご相談内容を明記の上、送信をお願いします。

WEB相談 <https://fujisawa-anshindial24.jp/> (外部サイトへリンク)

救急車を呼ぶか迷ったときは、かながわ救急相談センター(#7119)もご利用いただけます。



### 【問合せ】

地域保健課

保健所 4階

☎ 50-3592  
FAX 28-2020

## 4.藤沢市コンタクトセンター ☎25-1111

藤沢市に関する情報や行政サービスの内容、各種申請や手続き、イベント情報などのお問合せを受け付け、回答や案内を行います。

【実施時間】 午前8時~午後9時(年中無休)

## 5.消費生活相談

消費生活全般の商品やサービスのトラブルに関する相談に、専門の知識を有する相談員が解決に向けて助言を行っています。ただし、市内在住・在勤・在学の方に限ります。

【問合せ】

市民相談情報課

市役所本庁舎4階

☎ 50-3573  
FAX 50-8409

※ 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

## 6.福祉に関する相談窓口

☞ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域福祉の推進役として高齢者や障がい者、児童、ひとり親家庭、生活にお困りの方の生活上の相談に応じるとともに、行政や関係機関とのパイプ役を務めています。

ご自分の地区の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、福祉総務課または各市民センターまでお問合せください。

【問合せ】

福祉総務課

市役所本庁舎2階

☎ 50-8245  
FAX 50-8441

☞ 福祉総合相談支援センター

福祉や保健に関わるご相談をお受けします。また、これらの各種制度のご説明や手続きなどのお手伝いもいたします。来所の他、電話でのご相談もお受けしております。

【問合せ】

福祉総合相談支援センター 市役所本庁舎2階  
(地域福祉推進課)

☎ 50-3533  
FAX 50-8415

☞ 北部福祉総合相談室

市役所本庁の「福祉総合相談支援センター」、「バックアップふじさわ」の分室として幅広く相談ごとに対応しています。

また、同じフロアに「湘南台いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)」「北部障がい者地域相談支援センター(かわうそ)」が併設しており、高齢者、障がい者に対する相談も一体的に対応することが可能です。

【問合せ】

北部福祉総合相談室 湘南台文化センター2階

☎ 46-0046  
FAX 46-0053

☞地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

生活困窮者自立支援法に基づき、市内在住の方で、収入と支出のバランスがとれない、債務や滞納があるなど経済的に困窮している方や生活上の困りごとを抱える方を対象に、その背景にあるさまざまな問題や不安な気持ちをしっかり受け止め、個々の状況に合わせた形で相談支援員が本人に寄り添いながら支援を行う相談窓口です。

本人からの相談が難しい場合には、関係者からの相談も受け付けています。また必要に応じて関係各課や関係機関と連携し、適切な制度やサービスをご案内するなど、幅広く対応します。

【問合せ】

バックアップふじさわ  
(地域福祉推進課)

市役所本庁舎2階

☎ 50-3533  
FAX 50-8415

☞地域の身近な相談者「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（バックアップふじさわ社協）

「どこに相談をしたらいいかわからない」「あてはまる制度がわからない」など、困りごとを抱えながらも相談や支援につながらない方に対し、こちらから出向き相談に応じます。またご家族や地域についての相談ごとも、お話を伺って対応します。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の活動団体や行政、福祉関係機関と連携して支援を行う福祉の専門職です。

【問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会

市役所分庁舎1階

☎ 47-8131  
FAX 26-6978

## 7.障がい者等生活改善相談

理学療法士(リハビリ専門職)による相談事業を行っています。

- 【内容】 ①生活に不便を感じる方の身体や環境設定についての相談  
②自助具・福祉用具などの改良、使用法についての相談  
③車いすや杖などの適合相談と簡易な調整  
④福祉用具の導入に付随した住宅改修の相談  
⑤上記アドバイス内容についてサービス調整機関への連絡と取扱業者の紹介  
(斡旋はおこないません)
- 【対象者】 藤沢市内に住所がある在宅障がい児者および身体機能の低下により日常生活に不便を感じている方とその介護者  
※介護保険、障がいのサービスを使用されている方はマネジメント担当者と連携しながらご相談に応じます。
- 【会場】 保健医療センター3階 相談室 他 (必要時、各家庭等にも訪問相談は可能です。)
- 【申込み】 予約制ですので、必ず事前に電話で予約をしてください。  
※申込時に身体の様子や生活状況の確認も行います。(電話相談のみも可)
- 【問合せ】

藤沢市  
保健医療センター

大庭5527-1

☎ 88-7311  
FAX 86-6065

# 権利擁護

## 1.日常生活自立支援事業

本人と社会福祉協議会との契約により、支援を通して安心して生活が送れるように権利擁護を図るための事業です。

【対象者】 市内在住、市内の施設等に入所中の高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方

【内容】 ①福祉サービスの利用援助  
②日常的金銭管理サービス  
③書類等預かりサービス

【費用】 ・福祉サービス利用支援・日常的金銭管理 《月額：無料～10,000円》  
・書類等預かりサービスは定額です 《月額：一律500円》

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会 市役所分庁舎1階 ☎ 55-3055  
ふじさわあんしんセンター FAX 55-3066

## 2.成年後見専門相談

障がいや認知症等でひとりでは契約や金銭管理等が困難な方の権利を守り、法律的に支援する成年後見制度についての相談窓口です。高齢者・障がい者やその家族などからの個別相談に専門相談員(弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士)がお答えします。

【相談日】 第1週～第4週の水曜日 ※ただし、祝日にあたる場合は休みとなります。

【時間】 午後1時30分～午後4時30分(1回45分以内) ※予約制

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会 市役所分庁舎1階 ☎ 55-3055  
ふじさわあんしんセンター FAX 55-3066

### 3.成年後見申立て

成年後見制度は判断能力が十分でない方を法律的に保護する仕組みです。成年後見人などがご本人にかわって財産管理や、契約を行ったり、一緒に考えたりしながら、生活を支援します。制度の利用には本人や親族が家庭裁判所に申立てを行います。なんらかの事情で申立てをすることができない場合は、藤沢市が代わって申立てを行うことができます。

#### 【申立て先】

(法定後見) 横浜家庭裁判所	横浜市中区寿町 1-2	電話 045-681-4181 FAX 045-681-6381
(任意後見) 藤沢公証役場	鵜沼石上 2-11-2 湘南 K ビル 1F	電話 22-5910 FAX 22-5958

#### 【問合せ】

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター	市役所分庁舎 1 階	☎ 55-3055 FAX 55-3066
--------------------------------------	------------	--------------------------

地域福祉推進課	市役所本庁舎 2 階	☎ 50-3533 FAX 50-8415
---------	------------	--------------------------

### 4.高齢者虐待相談

高齢者虐待とは、高齢者に対する暴行や暴言、また介護や世話の放棄放任など、高齢者の人権を侵害し、心身に深い傷を負わせることをいいます。

高齢者虐待防止法では、虐待により生命、身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合には速やかに市に通報するものとし、また虐待が疑われる場合にも通報に努めることとされ、地域住民や介護従事者の通報義務が定められています。高齢者虐待でお困りの方やお気づきになった方は、専門の相談員がご相談をお受けいたしますので、早めにご相談ください。

#### 【問合せ】

高齢者支援課	市役所本庁舎 2 階	☎ 代表 25-1111 内線 3285 FAX 50-8412
--------	------------	--

# もの忘れ、軽度認知障がい(MCI)に関する相談

## 1.もの忘れ相談

もの忘れなどの心配がある方へ精神科医によるもの忘れ相談を行っております。二段階方式脳機能テストを実施しています。画像検査はありません。

【対象者】 一般市民（これまでもの忘れで医療機関等を受診していない方）

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 2.認知症簡易チェックサイト

携帯電話やパソコンから認知症簡易チェックができます。このサービスには2モードあります。①「これって認知症？」（家族・介護者向け）②「わたしも認知症？」（本人向け）

【対象者】 一般市民

【費用】 利用料は無料。通信料は自己負担になります。

【アクセス先】 パソコンをお持ちの方は、次の URL よりご利用ください。

<http://fishbowlindex.net/fujisawan/>

携帯電話、スマートフォンで、二次元コードの対応機種をお持ちの方は、右の二次元コードをご利用ください。



【問合せ】

保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 3.藤沢市認知症受入れ医療機関情報

認知症についての受診ができる市内の医療機関を冊子にして掲載しています。市のホームページでもご覧になれます。パソコンをお持ちの方は、「藤沢市認知症受入れ医療機関情報」で検索できます。

【対象者】 一般市民

【問合せ】



保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 4.神奈川県認知症相談窓口

認知症全般に関することや介護の悩みなどを、介護の経験者を中心としたスタッフがご相談に応じます。

### 【問合せ】

かながわ認知症コールセンター 公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部  
月・水 10時～20時  
土 10時～16時（年末年始を除く） ☎ 045-755-7031

## 5.神奈川県認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、専門医療相談窓口を設け、患者、家族、医師、保健医療、福祉関係者等を対象に、電話や面接による相談に対応しています。

### 【問合せ】

◎藤沢病院 地域医療連携室 ☎0466-23-2343（代表）  
☎0466-53-9044（直通）  
月～金曜 9時30分～16時30分（祝日、年末年始を除く）

◎湘南東部総合病院 医療社会サービス部 ☎0467-83-9111（代表）  
☎0467-83-9091（直通）  
月～土曜 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

# 交流・生きがい・敬老



## 1.地域の縁側

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所が「地域の縁側」です。

### 基本型

高齢者の方だけでなく、障がい児者、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。気軽に相談ができ、支援が必要な場合には、適切な機関におつなぎいたします。

### 特定型

高齢者の方の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者の誰もが自由に集え、交流できる居場所です。

### 基幹型

高齢者の方の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。

	名称	実施場所	問合せ先
基本型	ひだまり片瀬	片瀬 3-16-10 香川ビル 1階	☎ 27-2711
基本型	コミュニティハウス片瀬山	片瀬山 5-19-3	☎ 90-4236
基本型	鶴沼藤が谷 みんなの縁側	鶴沼藤が谷 2-11-32 鶴沼藤が谷市民の家	☎090-4071-8968
基本型	わらく	鶴沼神明 3-3-17 宮之前公民館	
基本型	すこやか	辻堂元町 4-15-3 辻堂市民の家	☎ 54-9528
基本型	明日香辻堂	辻堂元町 3-10-6	☎34-8533
基幹型	きらり	渡内 4-5-18 渡内クリニックビル 1階	☎ 86-7531
基本型	村岡テラス	宮前 380-1 村岡宮前ローカルサイト	☎ 52-6675
基幹型	ヨロシク♪まるだい	藤沢 1049	☎ 28-4649
特定型	地域交流サロン ふれあい	藤が岡 2-3-5「藤-teria」内 2階 藤が岡市民の家	☎090-2720-6104
基本型	藤沢地区みらいサロン	本町 3-9-19	☎ 23-3561
基本型	まめや	藤沢 1011-18	☎ 22-6667
特定型	ご遺族サロン 「わだち」	本町 4-8 ふじなみ交流センター	☎080-9672-4016
特定型	草の根ふじさわ	本町 4-8 ふじなみ交流センター	☎090-5411-1337

	名称	実施場所	問合せ先
基本型	ゆくり庵	藤沢 644	☎24-9880
基幹型	かるがも	城南 4-9-8 城東ビル ラポール城南 1 階	☎070-1432-0952
基本型	地域交流室 「ぱらそる」	羽鳥 1-1-60 ライフ&シニアハ ウス湘南辻堂	☎ 35-0155
特定型	むすびて	《第 3 火曜日》 辻堂新町 1-3-10 辻堂新町町内会館 《第 4 火曜日》 羽鳥 3-5-20 羽鳥市民の家	☎ 90-3533
特定型	まめっこ	善行団地 3-18	☎ 82-1922
基本型	地域交流サロン 「ゆい」	本藤沢 3-19-5 石原谷市民の家	☎ 81-8047
基本型	えん	本藤沢 6-5-18	☎ 86-7501
特定型	カフェ「はまゆう」	善行 6-19-51 福祉クラブ生協 藤沢センター	☎ 80-5710
基本型	ほっとスペース すみれ	藤沢 3800 松本店舗	☎52-5397
基本型	交流スペース ほっと舎	大庭 5348-16 高橋ビル 202	☎ 54-9681
基本型	たきのさわパラダイス	遠藤 701-10 滝の沢市民の家	☎ 87-1111
基本型	睦とものわひろば	遠藤 928-13 睦会集会所	☎ 87-7448
基本型	こまよせランド	大庭 5527-4 駒寄市民の家	☎ 87-1111
基本型	おふろの縁側 六会文庫	亀井野 1-10-13 栄湯湘南館	☎ 81-2967
基本型	ちょこっと湘南台	湘南台 1-6-10 パティオ湘南台 101	☎ 45-1600
基本型	遠藤地域の縁側 もんのきの家	遠藤 5895	☎ 87-3009
基幹型	yell(エール)	高倉 650-30	☎ 47-6671
基本型	長後あかり	高倉 650-56 コーポカネウン 1 階	☎ 45-3024
基本型	七ツ木の里	高倉 972-2 七ツ木市民の家	☎080-7957-1565

	名称	実施場所	問合せ先
基本型	おしゃべり処「大福」	下土棚 238-2	☎ 44-3509
基本型	かわうそ	獺郷 1002 湘南希望の郷 地域交流ホーム かわうそ 1F ホール	☎ 48-4586
基本型	ごしょみ元気	用田 569	☎ 48-0896

【問合せ】

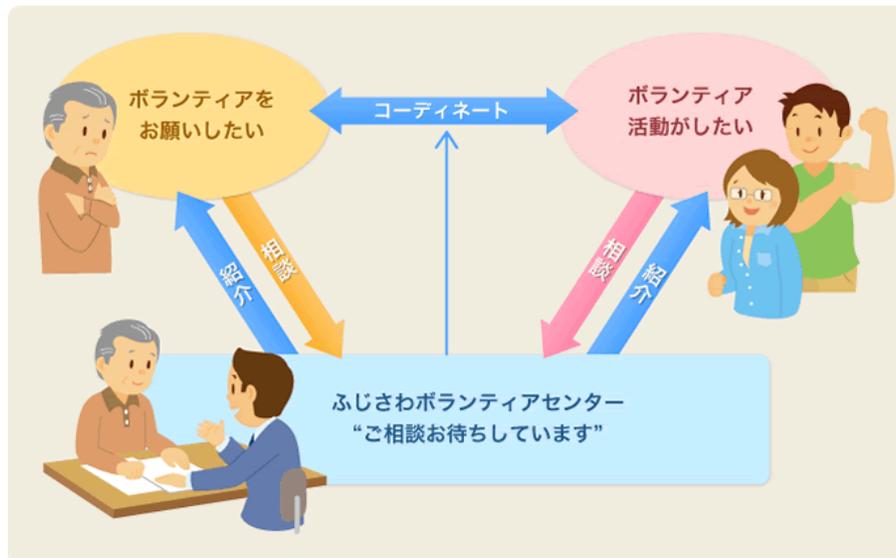
地域福祉推進課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3544 FAX 50-8415
---------	----------	--------------------------

## 2.ふじさわボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介等を行っています。

また、市民がボランティア活動をするきっかけ作りとして、各種講座や福祉教育、講演会等の開催を行っています。

- ・ ボランティアについての相談
- ・ ボランティア養成講座などの各種講座
- ・ 福祉教育の推進（福祉体験教室）
- ・ 各種ボランティア保険の加入
- ・ ボランティアグループ等のネットワークづくり



【問合せ】

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 ふじさわボランティアセンター	市役所分庁舎2階	☎ 26-9863 FAX 50-3671
--	----------	--------------------------

### 3.地区ボランティアセンター

12地区に地区ボランティアセンターがあります。活動の内容は、主に日常生活のちょっとしたお手伝い(生活支援)や、地域住民のつどいの場となるサロン活動(居場所づくり)などを行っています。互いに支え合い、助け合い、地域の絆を大切にして、生活を豊かなものにすることが目的です。

※各地区ボランティアセンターごとで活動内容や受付の時間、可能な支援が異なります。詳細については、各地区ボランティアセンターにお問い合わせください。(内容により、利用料金が発生する場合があります)

※地区ボランティアセンターでは、活動のお手伝いをしていただける方も募集しています。

	名称	受付・活動日※1	◆主な生活支援 ★サロンの事業内容	問合せ先
1	パートナーシップ善行	(受付・活動)月~金 9時30分~16時30分	◆家事手伝い・通院補助・軽作業・傾聴・草むしり ★子育て支援(「ふれあい子育てひろば」手伝い)	☎ 80-6081
2	藤沢西部地区福祉ネットワーク「きずな」	(受付)月水金 10時~15時 (活動)応相談	◆草むしり・通院補助・庭清掃・軽作業・外出付き添い・ゴミ出し ★ふれあいサロン(年3回)	☎ 24-8480
3	鶴沼地区ボランティアセンター「ささえ」	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 9時~17時	◆家事支援・外出付き添い・庭仕事話し相手・大工仕事 ★ふれあいタイム・雀のお宿	☎ 36-6545
4	湘南大庭地区福祉ボランティア活動センター「ライフタウン・ジョワ」	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 9時~17時 【原則として】	◆家事支援・生きがい支援 ★ふれあいサロン ★高齢者ふくし相談室	☎ 86-1084
5	片瀬地区ボランティアセンター「ひだまり片瀬」	(受付・活動)月~金 (第2・3・4・5木曜日は除く)10時~15時	★居場所ひだまり	☎ 28-3774
		(受付・活動)毎週水曜日 10時~15時	★まちかど相談(高齢者・障がい者相談)	
		(受付・活動)第1を除く毎週木曜日 10時~12時、13時~15時	★かたせにここ広場(乳幼児0~3歳と保護者のフリースペース)	
6	村岡地区福祉ボランティアセンター「ぬくもり」	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 9時~17時(第3月曜休)	◆家事支援・外出同行・買い物・薬取り等代行・草取り・水やり・趣味の相手・話し相手 ★ぬくもりサロン(年3回)	☎ 23-2121

	名称	受付・活動日※1	◆主な生活支援 ★サロンの事業内容	問合せ先
7	遠藤地区ボランティアセンター「シェークハンズ遠藤」	(受付)火金 10時~12時 (活動)月~土 9時~17時	◆傾聴・ゴミだし・趣味支援・買い物代行・草むしり・電球交換 ★お楽しみサロン・すくすく広場・ふれあいデー	☎ 88-9800
8	辻堂地区ボランティアセンター「すこやか」	(受付)月水金 9時30分~12時 (活動)月~日 時間応相談	◆草むしり、枝刈り込み・軽微な修理、ゴミ出し・掃除・電球等交換・外出付き添い・家具移動・買い物・傾聴・裁縫 ★ふれあいルーム	☎ 54-9528
9	明治地区ボランティアセンター「むすびて」	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 9時~17時	◆草むしり、枝切り・電球等の取り替え・傾聴・清掃・軽微な修理 ★サロン(不定期年8回)	☎ 90-3533
10	ボランティアセンターむつあい	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 9時~16時	◆日常的な家事支援(掃除、料理等)・庭仕事(草取り、枝きり等)・生活支援(雨戸開閉、外出時の付き添い、子どもの一時預かり等)・話し相手等	☎ 61-6211
11	湘南台地区ボランティアセンター「ちょこつと湘南台」	(受付)月~金 10時~15時 (活動)月~金 時間応相談	◆掃除、ゴミ出し、庭仕事(草取り、枝切り等)その他家事支援 ★湘南台コミュニティールーム	☎ 54-7140
12	長後地区ボランティアセンター「なごみ」	(受付)月水金 9時~12時 (活動)月~金 時間応相談	◆くらしのサポート(掃除、窓ふき、洗濯、ゴミ出し、薬取り、書類書き等)、草取り、買い物	☎ 60-7530

※1 活動日については、別途年末年始等のお休みがあります。

【問合せ】

地域福祉推進課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3544 FAX 50-8415
---------	----------	--------------------------

## 4.地域ささえあいセンター

高齢者の生きがいづくりや多世代交流を図る施設として、各種講座の開催を行うとともに、生活支援コーディネーターなどによる相談支援を行います。

地域ささえあいセンターは、「地域の縁側」の「基幹型」として位置づけられています。

名称	実施場所	開館時間	定休日
ヨロシク♪まるだい ☎ 28-4649	藤沢 1049	月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時 土曜日 正午～午後 4 時	日曜日、祝日、 年末年始
yell(エール) ☎ 47-6671	高倉 650-30	月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時	土・日曜日、 祝日、年末年始
きらり ☎ 86-7531	渡内 4-5-18 渡内クリニック クビル 1 階	月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時	土・日曜日、 祝日、年末年始
かるかも ☎ 070-1432-0952	城南 4-9-8 城東ビル ラ ポール城南 1F	月～金曜日 午前 9 時 30 分～ 午後 5 時 30 分	土・日曜日、 祝日、年末年始

【問合せ】

地域福祉推進課

市役所本庁舎 2 階

☎ 50-3544  
FAX 50-8415

## 5.湘南すまいるバスの運行

交通不便地域の高齢者が、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）を利用できるよう、巡回バスを運行しています。

運行ルート・時刻表は、各いきいきシニアセンター、各市民センター、高齢者支援課にあります。



【対象者】 いきいきシニアセンターの利用カードをお持ちで、市内在住の 60 歳以上の方および付添いの方

【費用】 無料

【運行日】 いきいきシニアセンターの開館日

【申込み】 申込みは不要です。乗車の際はいきいきシニアセンターの利用カードを運転士に見せてください。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎 2 階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 6.いきいきシニアセンター(老人福祉センター)

高齢者が交流し、生きがいや健康づくりを図る施設として、趣味・教養を深める講座や介護予防事業、レクリエーション、各種相談などを実施するとともに、サークル活動の場を提供しています。また、健康増進を図るため、全館に浴室を設置するとともに、湘南なぎさ荘とこぶし荘には水中運動ができるプールを設置しています。

【対象者】 市内在住の60歳以上の方と付添いの方

【費用】 無料(浴室の利用は1回100円。講座により材料費等の実費負担あり)

【開館時間】 午前9時～午後4時

【休館日】 月曜日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、年末年始(12/27～1/5)

※浴室は休館日のほか、次の曜日も休業となります。

やすらぎ荘	湘南なぎさ荘	こぶし荘
水曜日	木曜日	金曜日



【問合せ】 施設の利用方法や、実施講座、サークル活動等について

やすらぎ荘	稲荷586	☎ 81-6068 FAX 83-4624
-------	-------	--------------------------

湘南なぎさ荘	鵜沼海岸6-17-7	☎ 36-2315 FAX 36-1171
--------	------------	--------------------------

こぶし荘	下土棚800-1	☎ 45-3121 FAX 45-3126
------	----------	--------------------------

## 7.ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)

高齢者がお互いに協力し、親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動を行うほか、福祉活動やその他の地域社会活動を積極的に展開しています。

【対象者】 おおむね60歳以上の市内在住の方

【申込み】 入会希望者は、お住まいの地区の老人クラブ会長へ連絡してください。

会長がわからない場合は、ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)事務局へお問合せください。

【問合せ】



ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会) 事務局	☎ 50-3455 FAX 26-6978
-----------------------------	--------------------------

## 8.いきいきシニアライフ応援事業

高齢者の皆様に地域活動等の情報を提供し、気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。

### 地域活動見本市（年2回開催）

地域で活躍する地域団体が活動内容の展示や説明を行い、地域活動に関する情報を収集する機会を提供しています。

### いきいきシニアライフサイト (<http://ikiikifujisawa.jp>)

地域活動等に気軽に参加できるようなきっかけづくりとなるように、地域で行われているイベント等の様々な情報を提供していますので、ぜひご覧ください。

### いきいきシニア通信

インターネットを利用しない方のために、いきいきシニアライフサイトの内容を抜粋して、紙媒体で配布しています。各市民センター、各図書館、いきいきシニアセンター等で配布しています。



【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 9.友愛チーム

老人クラブ会員を中心に、ひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等の家庭及び高齢者福祉施設等にゆめクラブ藤沢の友愛チームが訪問し、声かけや話し相手などの活動を行っています。

【対象者】 60歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等

【費用】 無料

【問合せ】

ゆめクラブ藤沢（藤沢市老人クラブ連合会）  
事務局

☎ 50-3455  
FAX 26-6978

## 10.生きがい福祉センター(シルバー人材センター)

高齢者や障がい者等に働く機会を提供することにより、生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、福祉の向上を図る施設です。

<働きたい方> 生きがいづくりと社会参加を図るため、生きがい福祉センターが仕事を受託し、登録会員に対して希望に応じた仕事を紹介します。

・会員になれる方：60歳以上の方、障がい者（15歳以上で自力で就業できる方）等

<仕事を依頼したい方> 障子・ふすまの張替え、草刈り、植木の剪定等、軽易な作業について、依頼に応じて会員を派遣します。作業内容、費用等については、生きがい福祉センターにお問合せください。

【申込み・問合せ】 (会員登録や仕事の依頼等について)

藤沢市 生きがい福祉センター	鵜沼神明 1-3-18	☎ 27-1100 FAX 27-1102
-------------------	----------------	--------------------------

藤沢市 生きがい福祉センター (こぶし荘分室)	下土棚800-1 (こぶし荘内)	☎ 45-3155
-------------------------------	---------------------	-----------

【その他の問合せ】

高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3571 FAX 50-8412
--------	----------	--------------------------

## 11.老人憩の家

地域におけるふれあいの場として、また教養の向上やレクリエーションの場として高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設です。

名称	住所	電話
長後老人憩の家	長後1489	なし
善行老人憩の家	善行団地3-18	なし

【対象者】 市内の団体（長後老人憩の家のみ事前に団体登録が必要です）

【費用】 無料

【利用方法】 老人憩の家の管理者（地域の利用委員長）に申込みをします。

【問合せ】

高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3571 FAX 50-8412
--------	----------	--------------------------

## 12.老人ふれあいの家

高齢者が持つ豊富な知識・経験・技術などを発揮するとともに、地域に古くから伝わる文化・芸能を次世代へ伝承するために、高齢者と次世代が交流を図る施設です。

施設名	住所	電話
御所見老人ふれあいの家	打戻1721 (中里子どもの家に併設)	なし

【対象者】 市内の団体（利用には事前に団体登録が必要です）

【費用】 無料

【利用方法】 施設にある利用表にて申込みをします。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 13.敬老事業

各地区社会福祉協議会が、高齢者の長寿をお祝いする敬老事業を実施しています。

【対象者】 9月15日において83歳以上の方等（地区により異なります。）

※実施内容の詳細は、各市民センターの事務局へお問い合わせください。

## 14.敬老祝金の贈呈

9月15日において年齢が90歳の節目の歳を迎えられた方のお祝いに民生委員・児童委員が訪問し、敬老祝金を贈呈します。

【対象者】 90歳の市内在住の方（住民登録をしている方）

【申込み】 事前の申出は不要です。

## 15.100歳訪問

当該年度に100歳になられた方のお祝いに市長が訪問し、敬老祝金品を贈呈します。

【対象者】 当該年度に100歳になられた市内在住の方（住民登録をしている方）

【申込み】 各市民センターまたは民生委員・児童委員から事前に対象者の方へご連絡します。

【問合せ】

各市民センター

3ページをご覧ください

<敬老祝金の贈呈・100歳訪問>

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

# 健康増進

## 1.健康支援プログラム&健康づくりトレーニング

生活習慣病予防・重症化予防のために、一人ひとりの身体の状態に合わせ食生活や運動、禁煙など生活習慣の改善が図れるよう保健師、管理栄養士、健康運動指導士等が具体的にアドバイスし支援する6か月間のプログラムです。

【対象者】 一般市民

【費用】 各種測定（健康度チェック・体力度チェック他）、健康づくりトレーニング等は、それぞれ自己負担があります。

【申込み】 藤沢市保健医療センターにお問合せの上、お申込みください。

【問合せ】

藤沢市  
保健医療センター

大庭5527-1

☎ 88-7311  
FAX 86-6065

## 2.健康づくりに関する講演会・教室

生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する講演会や教室を実施しています。

詳細は「広報ふじさわ」に掲載します。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 50-8430  
FAX 28-2280

## 3.健康相談

保健師・管理栄養士等による生活習慣病予防に関する相談、歯科医師・歯科衛生士による歯やお口の健康相談、女性の健康相談、禁煙に関する相談などを行っています。

【対象者】 一般市民

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 50-8430  
FAX 28-2280

保健師・管理栄養士・健康運動指導士による生活習慣病予防に関する相談等や、禁煙に関する相談を行っています。

【対象者】 一般市民

【費用】 無料

【申込み】 藤沢市保健医療センターへお申込みください。

【問合せ】



藤沢市  
保健医療センター

大庭5527-1

☎ 88-7311  
FAX 86-6065

## 4.市営施設の利用料金割引(減免)について

プール・トレーニングルーム・サウナ浴室等の利用料金につきましては、次のとおり割引(減免)が実施されています。

【対象者】60歳以上の市民の方または身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証をお持ちの方

※介護保険被保険者証については、要介護状態区分のいずれかまたは要支援者に該当するものとして記載されている者

【料金】60歳以上の市民の方→通常料金の2割引

上記手帳等をお持ちの方→対象者とその付添者1名は無料

【利用方法】60歳以上の市民であることが確認できる書類(免許証・保険証)、手帳等をお持ちの方は手帳またはアプリを各施設受付に提示してください。

### 【対象施設】

対象施設	プール	秋葉台公園プール 八部公園プール(鵜沼運動施設) 石名坂温水プール	秩父宮記念体育館 ☎ 22-5335 FAX 28-5749
	トレーニング ルーム	秩父宮記念体育館 秋葉台文化体育館 八部公園プール(鵜沼運動施設)	秋葉台文化体育館 ☎ 88-1111 FAX 88-8687 秋葉台公園プール
	サウナ・浴室	秋葉台文化体育館 八部公園プール(鵜沼運動施設)	☎ 88-1811 FAX 88-0081 石名坂温水プール
	有料個人使用 (※)	秩父宮記念体育館 秋葉台文化体育館	☎ 82-5131 FAX 82-5132 八部公園プール
	駐車場 (※)	秋葉台公園 八部公園 石名坂温水プール	☎ 36-1607 FAX 36-1754

※有料個人使用、駐車場については、手帳等をお持ちの方のみ割引・減免対象となります。

### 【問合せ】

スポーツ推進課

市役所本庁舎8階

☎ 50-8243  
FAX 50-8433

# 健康診査

## 1.こくほ特定健康診査・特定保健指導

藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健康診査と保健指導を行っています。

【対象者】 藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方

【費用】

①こくほ特定健康診査	※ 2,000円
②特定保健指導（健診の結果、保健指導が必要な方へ通知します）	無料

※70歳以上の方、または26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方（窓口で申し出が必要です）は費用が無料になります。

【申込み・実施期間】

対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。受診時は受診券、診査票および国民健康保険証等（健康保険証として利用登録済のマイナンバーカード、資格確認書）を持参し、市内指定医療機関で受診してください。

実施期間・・・6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課	保健所3階	☎ 21-7344 FAX 28-2280
--------	-------	--------------------------

## 2.後期高齢者等健康診査

後期高齢者医療制度に加入されている方および40歳以上の生活保護利用者等を対象に生活習慣病を早期発見するための健康診査と保健指導を行っています。

【対象者】 ①神奈川県後期高齢者医療制度に加入されている方（75歳以上の方および65歳以上75歳未満までの方で一定の障がいのある方）

②藤沢市に住民登録がある生活保護受給者

③支援給付の決定がされた中国残留邦人

④藤沢市民で、健康保険未加入の方

【費用】 無料

※ただし、健康保険未加入の方のうち、69歳以下で26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当しない方は2,000円

【申込み・実施期間】

対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。受診時は受診券、診査票および後期高齢者医療保険証等を持参し、市内指定医療機関で受診してください。実施期間・・・6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課	保健所3階	☎ 21-7344 FAX 28-2280
--------	-------	--------------------------

### 3.がん検診(肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん)

検診		対象者	費用※3		実施期間
肺がん		40歳以上になる方	600円	70歳以上無料	6月1日～ 10月31日
大腸がん			600円		
胃がん	バリウム		3,000円		
	内視鏡	50歳以上の偶数年齢になる方	3,000円		
乳がん マンモグラフィ (女性のみ)	1方向	50歳以上の偶数年齢になる方 ※1	1,800円	—	4月1日～ 3月31日
	2方向	40歳代の偶数年齢になる方 ※1 無料クーポン対象者(41歳になる方)	無料		
子宮頸がん (女性のみ)	30歳以上の偶数年齢になる方 ※1		2,000円	70歳以上無料	
	20歳代の偶数年齢になる方 ※1 無料クーポン対象者(21歳になる方)		無料	—	
前立腺がん(男性のみ)		50歳以上になる方	1,000円	※2	6月1日～ 10月31日
胃がんリスク		40、45、50、55、60、65、70歳になる方	1,000円		

- ※1 奇数年齢で前年度末受診者の方は対象となります。(有料。ただし70歳以上無料)
- ※2 前立腺がん検診・胃がんリスク検診については、生活保護受給者及び中国残留邦人の方は費用免除となります。
- ※3 肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診については、26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方は費用が無料になります。窓口で申し出が必要となります。

【申込み】 対象の方には、受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関で受診してください。(詳細は4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。)

4月以降に転入された方で受診券等のご案内が届いていない方は、健康づくり課までご連絡ください。

【問合せ】

健康づくり課	保健所3階	 21-7344  28-2280
--------	-------	--

## 4.肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎の早期発見、早期治療のために肝炎ウイルス検診を実施しています。

【対象者】 今年度40歳になる方、41歳以上の方で、健康診査の肝機能検査において異常が見られる方。または過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方。

【費用】 1,200円

※26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方（窓口で申し出が必要ですが）および肝炎ウイルス検診個別勧奨事業に該当している方（4月1日時点で40歳以上5歳刻みの方）は費用が無料になります。

【申込み・実施期間】

対象の方には受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関で受診してください。

実施期間・・・6月1日から10月31日まで

詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7344  
FAX 28-2280

## 5.成人歯科健康診査

歯周病予防などのための歯の健康診査を行っています。

（65歳・70歳・80歳の方のみ咀嚼能力検査を受けることができます。）

【対象者】 今年度20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・80歳になる方

【費用】 1,000円

※26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方及び80歳になる方は費用が無料になります。

【申込み】 対象の方にはお知らせが届きます。市内指定医療機関で受診してください。

【実施期間】 6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7344  
FAX 28-2280



## < 健診等の費用の免除制度 >

以下に該当する方は医療機関窓口でお申出ください。費用が免除になります。ただし、前立腺がん検診・胃がんリスク検診および各種予防接種は除きます。

費用免除の方	用意するもの
① 市民税非課税世帯の方（※1、※2）	医療機関窓口で非課税申告書 をもらい、必要事項を記入の うえ医療機関に提出
② 生活保護受給者の方	生活保護受給証明書
③ 支援給付の決定がされた中国残留邦人の方	藤沢市が発行した本人確認書類
④ 身体障がい者手帳に記載されている等級が1～3級 の方	身体障がい者手帳
⑤ 療育手帳に記載されている等級がA1～B1の方	療育手帳
⑥ 精神障がい者保健福祉手帳に記載された等級が1・ 2級の方	精神障がい者保健福祉手帳

※1 「非課税世帯」とは住民票上同一世帯全員が非課税であること

※2 「こくほ特定健康診査の非課税世帯の方」：世帯主とその世帯の国民健康保険加入者全員が非課税であること

## 6.高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種

インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 【対象者】 ① 接種日に65歳以上の方  
② 接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がいを有する方（医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください。）

【費用】 インフルエンザ 1,600円  
新型コロナワクチン 未定（広報ふじさわ、ホームページ等でお知らせします）  
（生活保護受給者および中国残留邦人の方は無料です）

【申込み・実施期間】

市内指定医療機関に予約のうえ、接種してください。

実施期間・・・10月1日から1月31日まで

※感染動向により、延長する場合があります。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7351  
FAX 28-2280

## 7.高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎球菌ワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 【対象者】 次のいずれかに該当される方で、過去に同じワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種していない方
- ① 接種日に65歳の方
  - ② 接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がい有する方（医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください。）

【費用】 2,700円（生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です）

【申込み・実施期間】

市内指定医療機関に予約のうえ接種してください。

実施期間・・・・・・4月1日から3月31日まで

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7351  
FAX 28-2280

## 8.帯状疱疹ワクチン予防接種(令和7年度開始)

帯状疱疹ワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

【対象者】 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に

- ① 65歳の誕生日を迎える方（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方）
- ② 60～64歳になる方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者として厚生労働省令で定める方
- ③ 100歳以上の方（大正15年4月1日より前に生まれた方）

※66歳～100歳になる方（大正14年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方）は、5年間の経過措置を設け、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える年度に接種ができます。

【種類・費用】 生ワクチン 未定（生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です）

不活化ワクチン 未定（生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です）

【申込み・実施期間】

市内指定医療機関に予約のうえ接種してください。

実施期間・・・・・・4月1日から3月31日まで

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7351  
FAX 28-2280



# 口腔ケア

## 1.在宅療養者等歯科診療推進事業

### ○歯・口に関する相談窓口

お口に関することでお困りの方はご相談ください。

歯の治療、義歯の不具合、食事の事(ムセ、飲み込みについて)、口腔ケア等相談に応じます。

治療や口腔ケア、口腔機能向上のための訓練等が必要な場合、歯科医師・歯科衛生士が訪問して、口腔内や全身の状態を確認し、担当医を紹介します。

【対象者】 在宅療養中の方

【費用】 相談は無料。治療や口腔ケアは保険対応になります。

【申込み】 直接、歯科医師会にお申込みください。

【問合せ】



健康づくり課

保健所3階

☎ 50-8430  
FAX 28-2280

公益社団法人  
藤沢市歯科医師会

鵜沼石上2-10-6

☎ 26-3310  
FAX 24-5325

## 2.要介護高齢者歯科診療事業

要介護高齢者を対象に、藤沢市南部歯科診療所(藤沢市口腔保健センター内)、藤沢市北部歯科診療所(藤沢市保健医療センター内)で、歯科診療を行っています。

【対象者】 市内在住の要介護高齢者

※要介護高齢者とは概ね65歳以上で、一般の歯科医では対応が困難な方および寝たきりの状態にある方

【診療日時】 日曜日・木曜日 午前9時30分~12時30分(最終受付11時30分)

※ただし、診療日が国民の祝日と重なった日、8月のお盆期間を含む一週間、および12月29日から翌年の1月6日までの当該曜日を除く。

【申込み】 直接、歯科医師会にお申込みください。完全予約制です。

【問合せ】

障がい者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3528  
FAX 25-7822

公益社団法人  
藤沢市歯科医師会

鵜沼石上2-10-6

☎ 26-3310  
FAX 24-5325

# 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

## 1. 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されるものです。

「介護予防・生活支援サービス事業」は基本チェックリストで生活機能の低下が認められ、事業対象に該当された方及び、要支援認定を受けた方が利用できます。

「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます。

## 2. 基本チェックリストとは

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができ、介護予防に取り組むことができます。

## 3. 事業対象とは

総合事業の利用を目的とした、基本チェックリストによる判定区分です。「事業対象」に該当すると、いきいきサポートセンターで介護予防ケアプラン（自立した日常生活を送れるようになるための計画）の作成を依頼することができます。その後、心身や生活の状況と必要性に基づき作成された計画により、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」や「通所型サービス」が利用できるようになります。

### 【問合せ】

各いきいきサポートセンター  
(地域包括支援センター)

連絡先については1～2ページ  
をご参照ください。

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

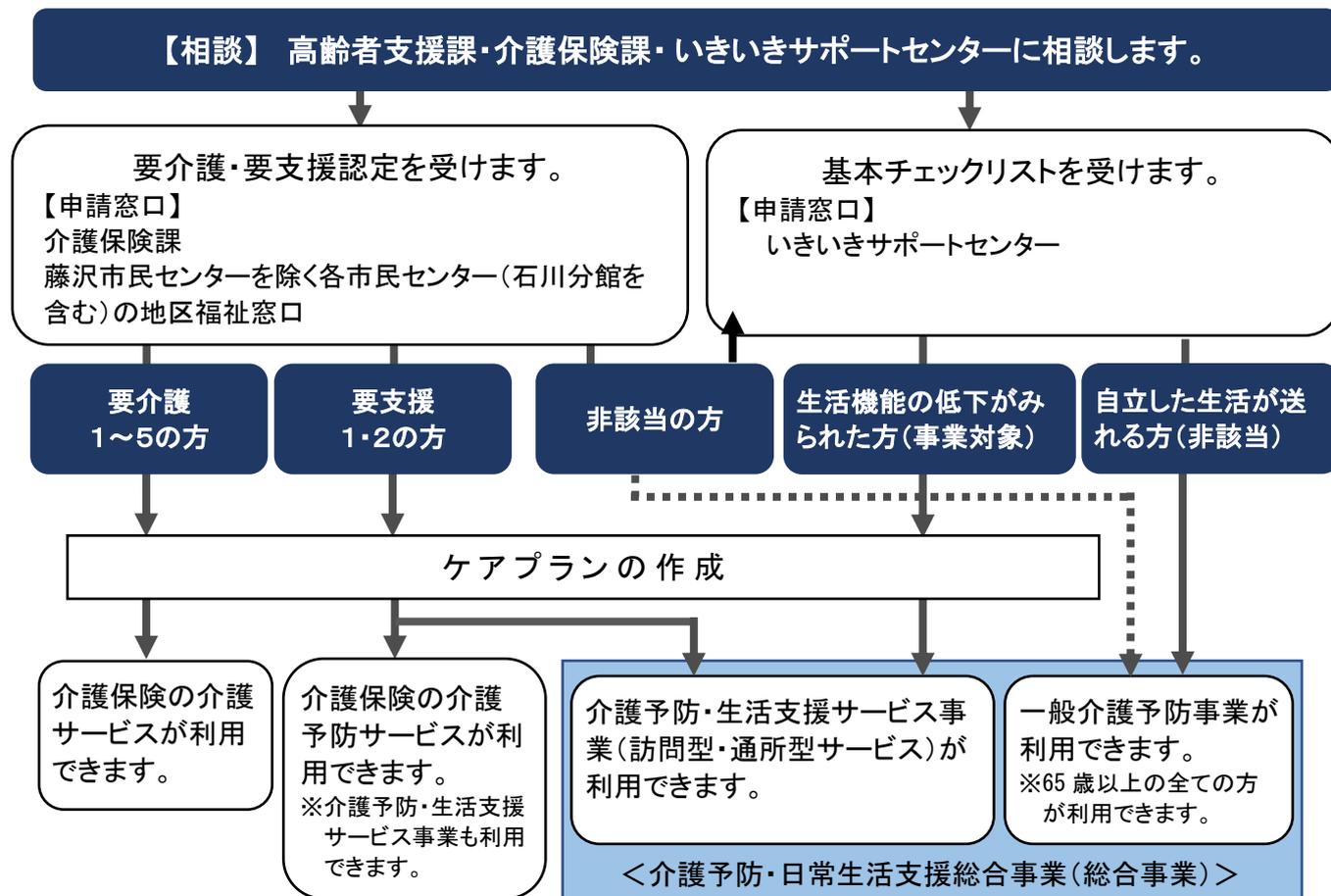
# 介護保険

介護保険制度は、本人や家族が抱えている介護の不安や負担を解消するため、皆様に負担していただいた保険料等を基に運営する社会保険制度です。

## 1. サービスを利用するには

65歳以上の方が介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定申請をし、認定を受けるか、基本チェックリストを受け、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象に該当することが必要です。

利用までの流れ(65歳以上の方)



※40歳から64歳までの方で、加齢との関係が認められる16の特定疾病で介護を必要とされる方は要介護・要支援認定申請をし、認定を受けることが必要です。基本チェックリストは受けられません。

※「要介護1～5」と認定された方で、居宅でサービスを利用する方は、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーに依頼し、ケアプランを作成して、サービスを利用します。また、施設サービスを利用する方は、入所を希望する施設へ直接申込みます。

※「要支援1・2」と認定された方、または「事業対象」に該当した方はお住まいの地区を担当するいきいきサポートセンター等に依頼し、介護予防ケアプラン等を作成して、サービスを利用します。

### 利用者負担

サービスを利用した場合は、1割、2割または3割相当額が利用者の自己負担になります。

※利用するサービスによっては、利用者負担額(1割、2割または3割相当額)のほか、食費や居住費等が別途かかる場合があります。

## 2.利用できるサービス

※ 詳細は、介護保険パンフレット「あなたと歩む介護保険」をご参照ください。

### ◆自宅で利用するサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
訪問介護 <ホームヘルプ>	×	×	○	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事・入浴・排泄などの介護や、調理・掃除・洗濯などの日常生活の支援を受けます。
介護予防訪問型サービス (総合事業) <ホームヘルプ>	○	○	×	
訪問型サービス A (総合事業) <ホームヘルプ>	○	○	×	ホームヘルパーまたは、市が実施する研修を修了した方などに訪問してもらい、掃除・調理・買い物などの生活援助サービスの一部を受けます。
訪問型サービス C (総合事業)	○	○	×	保健・医療の専門職による居宅での相談指導等、短期間(3か月~6か月)の集中的な支援を受けます。
訪問入浴介護	×	○	○	移動入浴車などで自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。
訪問看護	×	○	○	看護師などに自宅を訪問してもらい、療養上の世話などを受けます。
訪問リハビリテーション	×	○	○	理学療法士などに自宅を訪問してもらい、必要なリハビリテーションを受けます。
居宅療養管理指導	×	○	○	医師、歯科医師、薬剤師などに自宅を訪問してもらい、療養上の管理及び指導を受けます。
夜間対応型訪問介護	×	×	○	夜間の定期的な巡回または通報により、ホームヘルパーに訪問してもらい、食事・入浴・排泄など日常生活の世話を受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	○	日中・夜間の定期的な巡回または通報により、ホームヘルパーや看護師に訪問してもらい、日常生活や療養上の世話を受けます。

◆自宅から施設に通いで利用するサービス、または施設に宿泊して利用するサービス

サービスの種類	事業 対象者	要支援	要介護	サービスの内容
通所介護<デイサービス>	×	×	○	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。
地域密着型通所介護 <デイサービス>	×	×	○	
介護予防通所型サービス (総合事業)<デイサービス>	○	○	×	
通所リハビリテーション <デイケア>	×	○	○	日帰りで施設などに通い、理学療法士などによるリハビリテーションを受けます。
短期入所生活介護 <ショートステイ>	×	○	○	施設などに短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護 <ショートステイ>	×	○	○	施設などに短期間入所し、必要な医療や日常生活の世話を受けます。
認知症対応型通所介護	×	○	○	認知症の人が日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。
小規模多機能型居宅介護	×	○	○	通いサービスを中心として、自宅への訪問やショートステイなどを組み合わせたサービスを受けます。
看護小規模多機能型居宅介護	×	×	○	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能が1つとなったサービスを受けます。

◆生活環境を変えるためのサービス

サービスの種類	事業 対象者	要支援	要介護	サービスの内容
福祉用具貸与	×	○	○	日常生活上の自立を助けるための福祉用具の貸与を受けます。
福祉用具購入費の支給	×	○	○	入浴・排泄に使用する福祉用具や杖・歩行器など、特定の福祉用具を購入したとき、購入費の一部の支給を受けます。
住宅改修費の支給	×	○	○	在宅での生活を継続するため、手すりの取り付けや段差解消などの特定の住宅改修をしたとき、改修費の一部の支給を受けます。

◆生活の場を自宅から移して利用するサービス(施設等へ入所)

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
介護老人福祉施設 <特別養護老人ホーム>	×	×	○ 原則 要介護 3以上	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所する施設です。
介護老人保健施設	×	×	○	リハビリテーションなどの医療サービスを必要とする人が入所し、自宅への復帰を目指す施設です。
介護医療院	×	×	○	長期にわたり療養が必要な方が入所し、医学的管理の下における介護など必要な医療や日常生活の世話を受ける施設です。
特定施設入居者生活介護	×	○	○	指定を受けた有料老人ホームなどに入所し、日常生活の世話などを受けます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	○ 原則 要介護 3以上	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームです。
認知症対応型共同生活介護 <グループホーム>	×	○ 要支援 2以上	○	認知症の人が共同生活しながら、日常生活上の世話などを受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	○	指定を受けた有料老人ホームなどのうち、入居定員が 29 人以下の施設に入居し、日常の世話などを受けます。

【問合せ】

介護保険課 (総務・給付担当)	市役所本庁舎2階	☎ 50-8276 FAX 50-8443
--------------------	----------	--------------------------

高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3523 FAX 50-8412
--------	----------	--------------------------

# 介護予防

## 1.65歳からの健康づくり(一般介護予防)

介護予防事業は、介護が必要な状態にならないよう、住み慣れた地域の中で、早い段階から健康づくりを支援していく事業です。65歳からの健康づくりに必要な運動、お口の健康づくり、低栄養の予防、認知機能の向上などのテーマに沿った講座等を実施しています。

【対象者】65歳以上のすべての方

転倒予防に関する講座	転倒しやすくなった方、転倒に対する不安がある方を対象に、予防の運動等を行う講座です。 講座の内容や日程については、「広報ふじさわ」または高齢者支援課へお問い合わせください。
地域団体への講師派遣	健康づくりや介護予防に関心のある人（おおむね10人以上）を対象に、専門職を派遣し、お口の健康や低栄養の予防、ロコモティブシンドロームの予防、フレイル予防等健康講座を行います。 (講師の調整があるため、実施希望時期の3か月前を目安にご相談ください。)
いきいき運動グループ (介護予防運動自主活動団体)	住民が身近な公園などで自主的に体操等を行っている団体に、令和6年11月現在37団体が活動しています。 どなたでも参加することができますので、日時や場所については高齢者支援課にお問い合わせください。
地域の縁側(介護予防特化型)	高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、運動を主体としたプログラムを実施しています。
	わいわい善行 (善行 1-26-5) ☎ (84) 2422 地域の縁側 亀吉 (鵜沼海岸 7-20-21) ☎ (34) 8550
個別運動サポート	個別の運動相談です。健康運動指導士等の専門職が個人の体力やからだの状態に合わせた運動を提案します。
介護予防教室	運動器機能向上に関するバランス・筋力アップのための体操、認知症予防のためのコグニサイズ、健口体操等の様々な内容のプログラムを実施しています。

☆1 ロコモティブシンドロームとは、「加齢に伴う筋肉低下や関節等の病気  
運動器の機能が弱まった状態(通称:ロコモ)」

☆2 フレイルとは、「筋力・認知機能・社会とのつながりなどの低下した状態」

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

各いきいきサポートセンター  
(地域包括支援センター)

連絡先については1~2ページ  
をご参照ください。